

介護保険住宅改修Q & A

【1. 手すりの取付け】

(Q1) 玄関の上がり降りの際ふらつきがあるため手すりを下駄箱に取り付ける場合、支給対象とすることができるか？

(答) 下駄箱は「住宅」ではないため、下駄箱への取付けは住宅改修の対象とはならない。

【2. 段差の解消】

(Q2) 玄関から道路に至る既存の通路の傾斜が強く感じられるようになり、通行が困難になった。そのため、玄関から庭を横切って道路に至るまでの傾斜の緩やかな通路を新設する工事を行いたいが、段差解消として住宅改修の支給対象としてよいか？

(答) 一般的に通路の傾斜は段差とはいえないものと考えられる。また、もともと通路として利用していない部分への工事は新設にあたり、住宅改修ではないため対象外である。

(Q3) 階段の踏み幅を広くして傾斜を緩やかにする改修は、段差解消工事として対象にすることができるか？

(答) 階段の高さに変更がないため段差解消にはあたらない。

【3. 引き戸等への扉の取替え】

(Q4) 被保険者が車いすで移動されるようになり、トイレの間口が狭く移動が困難なため、間口を広げ扉を取り替えたい。引き戸から引き戸への変更であるが、支給対象としてよいか？

(答) 被保険者の身体状況に基づいた理由による住宅改修であるので、対象とすることができる。

【4. 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更】

(Q5) 工事や取付け作業を要さない床に置くだけの滑り止め用床材は、住宅改修の支給

対象となるか？

(答) 床に置くだけであれば対象外であるが、設置のために接着等の工事を伴うものであれば対象となる。ただし、浴室の滑り止めマットのように、本来置くだけのものを接着材にて固定したとしても対象とはならない。

【5 . 洋式便器等への便器の取替え】

(Q6) 被保険者の状態を勘案し、外にある和式トイレを取り壊して居室近くの一室に洋式トイレを新設する場合、住宅改修の支給対象となるか？

(答) 「洋式便器等への取替え」に該当する。ただし、工事費用の総額が支給対象となるわけではない。

(Q7) 被保険者の身体的状況から既存の洋式便器の便座の高さを高くする必要があるため、洋式便器から洋式便器へ便器を取り替える場合、支給対象となるか？

(答) 被保険者に適した高さにするために取り替えるのであれば支給対象とすることができるが、例えば、特定福祉用具購入の対象となる補高便座を用いて座面の高さを高くしたり、現存の洋式便器を嵩上げて高さを調節したりする方法で補えるならば、そちらの方法を選択する。

【6 . 1～5の改修に付帯して必要な住宅改修】

(Q8) 開き戸から引き戸への取り替えで、引き戸を引く壁面にあるコンセントが引き戸を引く際の支障となる場合、コンセントの移設費は付帯工事として支給対象とすることができるか？

(答) コンセントの取り外しと移設費は支給対象とすることができるが、配線は対象外である。